

平成29年度第3回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会 議事録

日 時：平成29年10月2日（月）

14:00～16:05

場 所：多治見市役所北庁舎4階第2・第3会議室

出席者

委員： 三島委員、渡邊委員、橋本委員、牧村委員、小鞠委員、山田委員、大藪委員（委員長）、唐木委員、小栗委員、松本委員、平尾委員、宮川委員、水野委員（市民健康部長）、瀬瀬委員（福祉部長）
（敬称略）
（欠席）なし

事務局： 高齢福祉課：杉村課長、加藤課長代理、前田課長代理、三浦総括主査、渡邊総括主査
保健センター：谷口副所長

議 題

1. 第2回策定委員会の振り返り
 - (1)策定スケジュールの確認（資料1）
 - (2)第2回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会意見とその対応（資料2）
 - (3)「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の策定に向けた地域課題の整理（資料3）
2. 「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の施策（案）（資料4）
3. 第7期介護保険サービス推計
4. その他

事務局 | 本日はお忙しい中、本会議にご出席いただき有難うございます。只今から第3回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会を開催する。
ここからの司会進行は委員長にお願いしたい。

委員長 | 次期の高齢者保健福祉計画も徐々に形になってきた。社会保障制度全体で住民同士の支え合いが1つの柱になる中、本計画も重要な位置づけになることから、本日も忌憚のないご意見をお願いしたい。

事務局 | （資料1：策定スケジュール（案）、資料2：第2回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会意見とその対応、資料3：「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の策定に向けた地域課題の整理 を事務局が説明 ）
・策定スケジュールの確認
・第2回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会 意見とその対応
・「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の策定に向けた地域課題の整理

委員長 | 前回のご意見を踏まえ、地域課題を再整理していただいている。ご質問等があればお願いしたい。

委員全員 | （特に意見なし）

委員長 | それでは、資料3の課題をベースとして、次に施策の内容について検討したい。引き続き次第2「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の施策（案）について、事務

局から資料の説明をお願いしたい。

事務局 (資料4:「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の施策(案) を事務局が説明)
・「多治見市高齢者保健福祉計画2018」の施策(案)

委員長 具体的な施策と取組みが前回から新たに追加された部分である。
事務局から説明があった内容は、計画書にそのまま反映されていくため、分かりやすい表現などについてもご意見をお願いしたい。
それでは、基本方針1についてご意見がある方は挙手をお願いしたい。基本方針1-2-3)の介護予防に「重度化防止」が追加されたのは取り組むべき課題に対応しておりよいかと思う。

委員全員 (特に意見なし)

委員長 次に基本方針2についてご意見をお願いしたい。
1-5-3)と2-1-5)に「成年後見制度」が登場するため、それぞれ位置づけを明確にする、もしくは「再掲」とした方がよいのではないか。
次に基本方針3についてご意見をお願いしたい。

委員 在宅医療・介護連携について、行政がどこまで踏み込むか現在の取組み内容では分かりにくいと感じる。行政の係わり方の例としては、名古屋市の一部地域では行政は入れず医師会だけで認知症対策に積極的に取り組んでいるところもあれば、行政が主導権を取って進めている地域もある。
カンファレンスを行う場合でも、医療従事者、ケアマネ、介護士などメンバーを集めるなど、行政としてどこまで介入するつもりなのか。基本方針3の取組みにある医療・介護連携相談窓口を設置することで相談しやすくなるのであればよいかと思う。

事務局 在宅医療・介護連携については、行政だけでは進められないものであるが、参考資料の参考4「在宅医療・介護連携事業」にある8つの事業については平成30年4月までに各自治体で取り組むよう国から指示されており、これに基づき施策(案)では必要最低限実施すべき取組みとして位置づけている状況である。

委員長 具体的な内容については、計画策定後の検討ということか。

事務局 その予定である。

委員 ある地域で介護保険制度開始前から取り組んでいる事例では本日のようなメンバーを集め週1回のカンファレンスを実施しているが、参加者のやる気がないと続けることができないと感じる。しかしながら、行政として実施する方向であれば医師会にはそのように伝えることはできる。

委員長 歯科医師の立場でも医療・介護連携についてご意見をお願いしたい。

委員 基本方針3-2-1)「③歯科医療に関する住宅連携室の設置・運営」について、現

在でも既に設置されているため、「運営」だけにしていただきたい。なお、運営については今のところ順調である。

委員長 現在の実施していることは計画書に整理しておいていただきたい。
続いて薬剤師の立場でご意見をお願いしたい。

委員 現在の介護保険制度の体制では、医師の指示により薬剤師が訪問する仕組みであるが、医師の意識がそこまで及んでいないように感じる。
全ての基本方針に係るが、取組みの実施主体(社会福祉協議会、地域包括支援センター等)を明確にした方がよいのではないかと。

委員長 社会福祉協議会が実施することを市が支援するなど、計画書で整理していただければと思う。

委員 基本方針3-2-2)「①医療・介護連携相談窓口の設置と運営」について、窓口の主体はどこになるのか。

事務局 医療・介護連携相談窓口については、現在医師会と調整中であるが、市に窓口を設置し、医師やケアマネージャーにつないでいくことを想定している。

委員長 次に基本方針4についてご意見をお願いしたい。

委員 基本方針4-1-2)「②身近な地域における認知症予防講座の開催」について、道路交通法が平成29年3月に改正され、75歳以上の運転者は必ず認知機能検査を受講しないと運転免許証が更新できなくなったことから、認知症予防に対する高齢者の関心度が高まっている。そのため、多悠連では警察とともに、根本地域で交通安全大学校を開催している。また、老人クラブでも今後も認知症予防に力を入れていきたいと考えているため、市で実施している「おとどけセミナー」でも認知症予防に関する講習会を開催していただきたい。

事務局 認知機能検査については、100点満点のうち76点以上の場合には2時間の高齢者講習、49点以上76点未満の場合には3時間の高齢者講習の受講が必要となる。49点未満の場合には医師の診断を受けに認知症でないことが確認できたら3時間の高齢者講習を受講することで免許が更新される。認知症と受診されると更新はできず、免許取り消しになる。
おとどけセミナーによる認知症予防講習については、計画の取組みとして位置づけるとともに、具体的な内容は一度検討したい。

委員 市のおとどけセミナーとは別だが、地域包括支援センターでもサロンへ出張して認知症予防の講座(記憶力の改善など)を開催している。例えば、サロンで講座を開催する際に認知症に特化した内容にしたいとの希望があれば対応は可能であるため、是非ご活用いただきたい。

委員長 市や地域包括支援センターなど様々な主体の取組みを集約し、認知症予防の取

組みメニューを提供できるとよいのではないかと。

委員 一点質問であるが、基本方針4-3-1)の「認知症初期集中支援チーム」とは具体的にどのようなものか。

事務局 認知症初期支援チームは、平成30年4月設置を予定しており、今後医師会と相談することになる。基本的に医療介護専門職を1つのチームとするものだが、多治見市では太平地域包括支援センターに認知症専門のスタッフがいるため、そこを窓口として各包括や医師会の認知症サポート医の協力を得て、初期の対応を検討していきたいと考えている。

委員長 次に基本方針5についてご意見をお願いしたい。

委員 基本方針5に「5-2地域の支え合い活動の支援」とあるが、今後は活動の人手不足が予想され、住民の協力が必要となってくる。また、認知症講習会を受講しているが、見守り活動はできてもいざ認知症の方を前にすると対応が難しいように思う。地域の見守り中で、認知症かどうかを見極めるのも難しい。地域でケアができない場合はグループホーム等などによる対応も必要ではないかと感じる。

基本方針5-3-1)「①民生委員・児童委員からの情報提供による高齢者支援」についても民生委員の担い手不足で情報提供も困難になるかもしれない。

委員 地域の80歳以上で1人暮らしの方は閉じこもりがちなのが課題である。閉じこもりの傾向は特に男性に多いように思う。

委員長 高齢者が閉じこもりになる前の対応が必要かと思う。
地域での活動について、社会福祉協議会としての立場でご意見をお願いしたい。

委員 民生委員だけでなく、社会福祉協議会が支援している福祉委員の活動も活用していただき、心配な高齢者を発見したら地域包括支援センターなど専門機関へつなげていくことが重要かと思う。福祉委員は町内会単位で配置されている。

委員長 悠光クラブへの支援としてどのようなことが考えられるか。

委員 我々も独自に事業を実施しており、今年8月から高齢福祉課と保健センターの協力を得てモデル3地区において健康づくり教室を開催している。そこでは、体力測定や講習会、家庭の味噌汁の塩分濃度チェックなどを実施しているところである。

また、みずほ福祉助成財団から20万円の補助を受け、高齢者に万歩計を渡し、健康づくりに気をつけてもらうような取組みも行っている。

委員長 ご説明の取組みなどについても、計画書に掲載できるとよいかと思う。
他にご意見はないか。

委員 基本方針5-2-4)「⑤地域の実情に即した緊急通報システムの見直し」とはどのよ

うなことか。

事務局

緊急通報システムについては、参考資料の参考8に説明があるとおり緊急通報があつて利用者から応答がない場合、協力員が自宅を訪問して様子を見に行くことになっており、協力員を3名選出している。しかしながら、近年では協力員3名を確保することが困難になってきており、仕組みそのものを見直す必要があると考えている。具体的なことは今後検討していく予定である。

委員

私も協力員を担っているため、仕組みの見直しについては賛成する。利用者の中には協力者となる近所の方に迷惑を掛けたくないと考えている人も多い。もう少し利用者が気兼ねなく利用できるシステムが必要と感じる。

委員

協力員は3名も必要かという疑問もある。私も協力員を担っているが、民生委員でもあるため他の2人ではなく自分に電話がかかってくるようである。

事務局

消防署からの連絡は協力員の名簿順に電話をかけていると思われるため、他の2名が不在だったことも考えられる。旅行などで不在の協力員がいらないとは限らないため、3名選任する必要があると考えている。

委員

地域の見守り活動については、先程山田委員のご発言にあつた福祉委員についても加わってもらうことはできないか。

委員

見守りの1つの役割として福祉委員も位置づけていただければと思う。

委員長

地域の活動にはより多くの主体に係ってもらうことが大切である。

委員

前期計画で位置づけがあつた冷蔵庫に保管する「緊急医療情報キット」について、今期計画の取組みには位置づけがないようだが、情報の更新も含めて今後も取組んでいく方向ではないのか。

事務局

緊急医療情報キットについては、今後も情報の更新も含めて普及推進していきたいため、取組みとして追加したい。

委員

地域の見守り活動には新聞配達員なども含まれるのではないか。

事務局

新聞販売店などの民間団体は、「孤立死ゼロ・虐待死ゼロのまち協力隊の活動推進」の加盟協力団体になっていただいている。

委員長

他にご意見があればお願いしたい。

委員

生活困窮者対策に関する施策が入れられないか。

委員長

基本方針5-5-3)「地域共生社会の実現」に位置づけ可能ではないか。事務局で一度ご検討いただきたい。

他に全体を通してご意見があればお願いしたい。

委員 基本方針2について、「2-3 介護人財の確保・育成と技術向上」の施策が弱いように思う。例えばハローワークと協力して人材確保するなどのことはできないか。

事務局 行政としてハローワークと共同で取組むイメージができておらず、直接的な人材確保策が位置づけられていない状況ではある。

委員 人材不足に関して、高齢者は集いの場を求められており、地域包括支援センターでは高齢者の集いの場づくりの支援に力を入れているが、サロンの担い手も平均80代と後継者不足で運営継続が難しくなっている。そのため、介護予防のボランティアだけでなく、地域活動のコーディネーターとなるボランティアの担い手も育成していく必要があるのではないかと感じている。

また、先程お話のあった福祉委員についても地域ごとに温度差があり、意識づくりが必要と感ずるため、研修会の開催などの取組みを計画に盛り込んでいただけるとよい。

委員長 只今のお話は、基本方針5-3-3)「④地域福祉計画の見直し」に関連する内容であり、地域に住み続けるために必要なことが地域で話し合われるような取組みが盛り込めるとよい。

他にご意見がなければ、次回は本日のご意見を踏まえた上で具体的な計画書の内容が示されることになるかと思う。

それでは、次に次第「3 第7期介護保険サービス推計」について、事務局よりご説明をお願いしたい。

事務局 第7期介護保険サービス量と保険料については現在推計中であるため、次回(第4回)にご提示したいと考えている。

委員長 国の方針も踏まえ、次回の検討委員会でお示しいただきたい。
それでは最後に次第「4 その他」について、事務局からご説明をお願いしたい。

事務局 次回(第4回)の日程について、12月11日(月)14:00～同会場にてお願いしたい。
次回までに計画の骨子をまとめる上で、本日の施策で一部重複がある内容については再度整理したい。また、人材育成の取組みについてよい取組みがあれば個別でも構わないためご意見をお願いしたい。

それでは、第3回策定委員会を終了する。本日は有難うございました。

以上